

(別紙)

意見交換

※ (委員長は□, 委員は○, ゲストスピーカーは●, 事務担当者は△で表示する。)

□ それでは, 委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思います。補導委託制度の充実及び補導委託先の開拓という本日のテーマについて, 先ほどの説明等に対する質問も含め, 御遠慮なく発言をお願いします。

○ 現在, 身柄付き補導委託先の登録件数は何件ですか。

△ 他庁との共同利用の補導委託先をも含めて, 平成24年10月現在, 24件です。

○ 大阪高裁管内の家裁で, 利用し合っているということでしょうか。また, 24件というのは, おおむね現状維持ということでしょうか。

△ 利用し合っている点についてはその御理解のとおりです。件数につきましては, 多少の波はありますが, なんとか, 二十三, 四件を維持しているという状況です。

○ 説明の中で, 相談された件数の半分ほどしか補導委託になっていないという話がありましたが, 相談というのは, 誰が誰に, どんな機会にした相談のことなのですか。

△ 事件担当の家裁調査官から, 事件担当の裁判官とも打ち合わせた上で, 補導委託係に相談があります。

○ 家裁調査官から補導委託に適する事案ということで相談があるけれども, 補導委託先の選択肢がなかったり, 少年の補導委託先との適合性の問題があつて, 結局実を結ばなかったということでしょうか。

△ はい, そうです。適合性の問題であつたり, 定員が一杯であつたり, 受託者が他の少年の受入れで手一杯であつたり, 様々な事情がありますが, そのような事情で実を結ばないということです。

○ ゲストスピーカーの方がおっしゃっていたように、人間としてのバランスを取る上で、ボランティアをしたり、お金を儲ける以外のところで頑張ったり、人の成長を見ることが自分の成長になるというような感覚は、震災を経験したことで皆の間に広がってきているのではないかと思います。けれども、現実問題として、補導委託先にならないかと声をかけても、なかなかいい返事が返ってこないというところなのではないでしょうか。

● 例えば、地元のボランティア団体や同業種の方にも、声をかけたのですが、せっかく今自分の会社が組織としてうまくいっているのに、問題を起こしたくないというのが本音としてあると思います。それで、本当に組織をきちんとしていくのであれば、いろいろな者を受け入れていかなければならないのではないかと、いうことを遠回しに伝えるなどしています。少年たちには、世の中の大人が全て良い人間であるとは限らないということ、だから目を養わなくてはならないということをお伝えしていますが、単純な発想しかできず、お金を持っている人が良い人とししか考えられない少年もいますし、そうとは限らないというところから言っています。

○ 私も受託者の一人です。私の場合は社会奉仕型の短期補導受託ということで、長くても2週間程度の在宅補導委託を行っていますが、以前は、身柄付きの補導委託もさせていただいていました。これは、医療法人として受託していたところ、担当者が退職したことや、寮がなくなったことなど設備的なことから身柄付きは難しくなったということがありますが、本当に、身柄付きの受託は大変だと思います。夜中に逃げてしまったり、たばこを吸ってぼやを起こすなど、24時間目が離せない少年も中にはおります。

もう一つ、社会からは、少年を預かることによってお金を儲けているのではないとか、人手という面で助かっているのではないとか、そのように見られることもあります。

ただ、現実問題としては、金銭的な面については、少年を預かる実費だけの収

入になりますし、人手という面でも、預かる期間が三、四か月ということになりますと、一人前というわけではありませんので、どちらかというところ、こちらの人手がかかってしまうという状況ですので、志の高い方でなければなかなか難しいと思います。

また、従来、農家の受託者が多かったと思いますが、例えば、御主人が委託を引き受けようとおっしゃっても、奥様が無理だとおっしゃれば受入れはできないというように、家族の協力も必要不可欠ということがあります。

今回のテーマの一つである受託先の新規開拓という点については、私も御協力できないかと頭を悩ませております。社会奉仕型短期補導委託につきましては、福祉施設関係や介護施設関係で、そこそこ拡大はできていると思うのですが、身柄付きの補導委託に関しては、本当に難しいと思っています。

本来であれば、選択肢の拡大というお話もありましたように、少年が興味を持てるような業態であれば、やる気が出せるのではないかと思います。例えば、今であれば、女子であればペット関係であるとか、ネイル関係であるとか、そういったところが受託先となっただけであれば望ましいのではないかと思います。

開拓については、身をもって難しいと感じています。大阪受託者協議会という連絡協議会があるのですが、そちらも高齢化のため登録を外れてしまった受託者の方もおられ、増えたり減ったりということがあります。受託者を増やしていくのはなかなか難しいという状況です。

□ 問題点の指摘も含め、網羅的にお話しいただいたところであり、その中で、短期社会奉仕型の受託であれば、開拓できるのではないかとおっしゃっていただきましたが、それでも現実にはなかなか受け入れていただけていないところが多いのではないかと思います。

実際に引き受けていただいている受託者の方々の熱意や御尽力には、裁判所関係者としても頭が下がる思いです。ゲストスピーカーの方は淡々とお話しになっていましたが、少年を預かって、その生活のほとんど全般の面倒を見ていただく

ことになりますので、なかなかできることではないと思います。そのような中、補導委託制度の重要性から、何とか少しでも受託者の方が増えればと思って努めているところです。

ほかの方、何か御意見がございますでしょうか。

- これから述べることは、私の個人的な意見ですが、試験観察は、単に終局処分の見極めということだけではなく、その間に再犯防止、改善更生を図って、できるだけ軽い終局処分に持っていくものだと思います。再犯防止のために、やはり、一番有効なのは仕事です。ですから、試験観察中に就労につなげることが重要です。

この点に関し、保護観察関係の協力雇用主である企業が全国に約1万社あります。これは、いわゆる前歴を承知の上で雇ってくれる企業です。大阪にも約700社あります。これを試験観察中の少年にも活用できないかと考えます。試験観察を受けた少年のほとんどは保護観察になるわけですが、保護観察になってからまた就職するという二度手間をかけるのではなく、保護観察になった後も協力雇用主の下で働き続けるということで、活用できるのではないかと考えました。確かに試験観察は飽くまで司法の場ですけれども、保護観察と連携して一貫した流れの中で取り組むということで、協力雇用主の活用というのは一つの方策ではないかと考えます。

- その協力雇用主である企業は、保護観察所が把握しておられるのでしょうか。
- 前歴を承知の上で、雇ってくれる企業を開拓しておりまして、今年、ようやく1万社を超えたのです。大阪府下でも約700社ありまして、これを活用するのもひとつの方法かと考えます。そのためには、裁判所にこの情報を提供することが必要となりますので、法務省と最高裁で話をする必要があるということになるのですが、一つの方法としてそういう方法もあると思うのです。
- その協力雇用主の方々は、保護観察が終わってからも対象者を雇用するおつもりなのではないでしょうか。

- もちろんそうです。
- 住み込みですか、通勤ですか。
- 住み込みも通勤もあります。住み込みであれば身柄付き補導委託，通勤であれば在宅補導委託ということになります。
- そういったところを御紹介いただければ，有望な受託先になりますね。
- これは，政策的なことになってしまいますので，上級庁で協議していただく必要がありますが。

- 新規の開拓先のことですが，ゲストスピーカーの方のお話を伺って，想像以上に大変なことだと分かりましたし，なかなか開拓は難しいことだと分かりました。

以前，家庭裁判所の取組を新聞で連載していたのを御紹介いただいたことがあり，そうした形で，「感動します。」とか「大変だけれども自分も勉強になります。」など，受託者の生の声をもっと社会に届けば，社会の偏見や，家族の偏見に少しずつ影響していくのではないかと考えますので，新聞記事というのは一つの良い方法だと思います。そこまでは無理だとしても，補導委託の内容が伝わらないことが偏見の元になっていると考えますので，受託者協議会の方で，「実際に受け入れるとこういうことがある。」，「大変だけれどもこういういいことがある。」など，PR 活動をされることが有用だと思います。広報活動をするに当たって，受託者協議会がするのがいいのか，裁判所がするのがいいのか，という点はあると思いますが，もっと世の中に補導委託の内容を伝えていく活動をする必要があると思います。

また，補導委託制度の充実という点について，補導委託が終わった後の少年をどのように社会に関わっていかせるのかという点が重要だと思います。家庭が一番小さな社会ですが，もう少し広い社会にどのように関わっていくのか，というステップが必要だと思います。地域活動や NPO 活動は，若い人の人手も欲しいし受け入れ方としても企業よりは入りやすいというイメージもあります。大阪でも各都市に NPO のボランティアセンターもありますし，地域活動についても，

地域活動をまとめているところがありますので、そういったところから、試験観察が終わったあとの場面を作っていくという制度も、少年と NPO 等の両方にとってメリットがあるのでは、という感想を持ちました。

□ 確かに、新聞の連載で取り上げていただくなどすれば、効果があると思いますが、家庭裁判所の方から発信しようと思っても、どこに対して発信すればよいのかということもあって、難しいところがあります。

○ 裁判所から商工会議所や職業安定所に出向いて広報活動をされたことはありますか。

□ そういったことはしていないと思いますね。そういったところに出向いて行っても、誰に対して伝えて、それをどこに伝えてもらえるのか、ということもあって、難しい点もありますね。

△ 必要性は感じているのですが、具体的にどうしたらいいのかということについてノウハウがなく、検討がなかったというところがあります。

○ 愛知県弁護士会では、補導委託先開発のプロジェクトを組んで家庭裁判所とも連携して活動していると聞いています。どれくらい成果があがっているかは確認していませんが、すぐに成果が上がるということでもないのかもしれませんが、補導委託先の開拓は、付添人活動とも関係がありますので、大阪弁護士会としても、協力できないかという方向も検討したいと考えており、そうなれば、プロジェクトを組むということも考えられます。

□ ぜひお願いしたいと思います。

○ 私自身、補導委託という言葉の意味もよく分からないくらいでしたが、お話を伺って、補導委託の役割が理解できました。預かったことのよさを伝える場がないと、委託先の開発は厳しいのではないかと思います。人を預かるというのは大変なことで、ほんの1週間程度のホームステイの外国人を受け入れるだけでも、普通の生活でいいですよ、といわれてもなかなか難しいもので、人をどうやって集めようかというときには、何回も地域で説明会をしたり、具体的にはこういう

ことをすればよいというガイドブックを作るなどした経験があります。どこに当たりをつけていったらいいのか、どういった団体に対してアピールしたらいいのか、大変難しいところではあると思いますが、そういったボランティア意識が高い人たちが集まる場所、例えば地方自治体の役場のボランティア相談や広報誌のようなところに、伝えていくなど、少しずつ知っていただく機会があれば少しずつ変わっていくのではないかと思います。

- 先ほどもお話に出ましたが、自立、自活していく上で大切なのは、実はお金なのです。少年が一定のところまで落ち着いたところで、自活するお金を与える場面が欲しいと思います。

私自身、テレビの取材を受けたときに、「えらそうだ。」と言われて一日中事務所の電話がなりっぱなしということもありました。弁護士会に間に入れてもらうなどして、きちんとした枠組みの中で、地域の実力者にも話を分かってもらう必要があると思います。我々のような一企業の間人が言っても聞いてもらえないような話でも、家庭裁判所の話と一緒に聞いてもらえないか、というように言って、説明していくということも大事ではないかと考えています。

- 本当にそのとおりでと思います。地域社会で受け入れられる必要があると思います。

今まで、開拓のきっかけとしてはどのようなことが多かったのでしょうか。

- △ 様々なルートがありますが、受託者からの紹介、調停委員からの紹介、付添人弁護士からの紹介などもあります。

- 一般的に広報をしてもなかなか難しく、ある程度具体的な話がきっかけになってということが多いということでしょうか。

- △ そうですね。一度、社会福祉協議会を訪問して広報したこともあったのですが、短期の社会福祉活動は受け入れられるが、身柄付き補導委託はちょっと、ということで、なかなか開拓につながらなかったことがあります。受託者が受託に興味を持った人を家庭裁判所に連れてきてくれて、説明して引き受けていただいたこ

ともあります。

- 身柄付き補導委託を引き受けてくれる方というのは、本当に覚悟のある方だと思いき、頭が下がります。逆に思ったのは、そういった覚悟、リスクやデメリットがあるから、しんどいばかりという先入観があるのではないかと思います。そのようなリスクやデメリットがあり、それで何が得られるのか、と比較して考えてしまうのが今の世の中であり、それは人の心理であって非難することは難しいと思います。実態として、どのようなことがリスクやデメリットであり、受託者がそれでも覚悟した上で自ら身を切ってこのようなことをしてきた、ということを知らせていただければと思います。それが、身柄付き補導委託を拡大する上での根本になると思うからです。

また、身柄付き補導委託は、試験観察の一環として、最終的には裁判官の判断に資する情報として活用されることになるのですが、他方で、少年にとっては更生に直結する話でもあります。ですから、食い扶持をどうするのかという話が不可欠で、将来的な保護観察後の就労先とどこまで連携できるのかということが横たわっていると感じます。

こうしたそれぞれの面から、これからどのようにしていくのかを考えなければならぬと思います。

- 今の点について、何か御意見のある方はいらっしゃいますか。
- △ まさに、試験観察にして補導委託にするということは、少年の更生を第一に考え、少年に合った補導委託の経験を積ませることによって、成果を上げさせ、何かを学ばせて、できれば社会内で更生してもらおうということを裁判官、調査官は考えています。ですから、終局処分時には少年がそれで放り出されるということではなく、裁判所としては、きちんと少年の立ち直りの見通しをつけてから最終の処分を決めています。その点については、御理解をいただきたいと思います。
- 補導委託制度の充実のためには、裁判所と受託者との連携が重要です。そのため、裁判所では「委託便り」というのを作っているのですが、その点を説明して

ください。

△ 委託便りというのは、裁判所内部で補導委託の状況を知らせるもので、補導委託をした裁判官や調査官がケース紹介をしたり、委託先の担当者のメッセージを掲載するなどしています。こういったものを裁判所内で共有することで、委託先の選定やケースの選択に役立てています。

□ 委託便りはいろいろな方に書いていただいております、同じケースについて相互に情報共有し、それをマッチングや受託者との連携の役に立てようというものです。そのような目的であるため、内容も個別の少年について詳しく書かれていますので、ここで配布して御覧いただくというわけにはいかないのですが、御紹介しておきます。

リスクやメリットという点について何か御意見はございますか。

● 基本は人助けだと思います。大変なことをしてしまったとしても、少年一人一人を見ると、とても「いい」のです。しっかり土と水を与えてあげると、まっすぐ伸びることができる。環境が悪いとだめなのです。

私にとってのデメリットというのは、自分の子供たちの思春期と重なったときでしょうか。ただ、私の子供も、どこかでは分かってくれると思っています。メリットというのは、自分自身も気持ちを豊かにするというのでしょうか。ふだんは少年に対して、私の方から与えてばかりなのですが、シャンプーやリンスを買い与えたり、食事をさせたり、一緒に風呂に行ったり、そういうふだんの状況を何週間か続けて行くと、何かが見えてくるのです。一緒にテレビを見ていて、こういうところでこの子は笑うのかと感じたとき、全然価値観が違うが、この子の価値観はどこにあるのだろうと考えるとき、どうしてこの子はこういうことが楽しいのかと考えるとき、これまでの生い立ちを思い、こういう経験をしてこなかったのかと思い、何かいとしいという気持ちになります。事件のことを聞くと大変なことをしているのですが、私の所に来たときには、きちんとしています。いったん元のリズムに戻ったときに何かが起こってしまうのではないかと思うの

です。なぜその子供たちがそういうことになったのかということが一番大切なことだと思います。そのようなことを理解してもらおうとすると大変難しいのですが、決して少年たちには罪はないというか、そういう判断はどうでもいいというか。著名事件、重大事件を起こした少年たちには共通点があると思いますけれど、そういった事件の背景には何があるのかということを考えると、環境によって人格障害になってしまったということがあると思います。そういうかわいそうなことになってしまった少年を一人前に育てるのは、ビジネスに携わる者として人を育てるのはプロだという意地もあり、人間としてやらなければならないことだと思います。周囲に説明するときにも、そのように説明しています。

- まさに、それを支えているのは人徳以外の何者でもないと思います。
- 貴重なお話をありがとうございました。しっかり水を与えると、きちんと伸びて行くというお話や、子供の成長を見ていくことで自分も豊かになり成長できるという趣旨のお話など、いいお話をしていただいたと思います。

時間も参りましたので、このあたりで意見交換を終えたいと思います。いただいた御意見は、これから裁判所の方で、補導委託制度の充実や委託先の開拓に生かしてまいりたいと思います。